

「令和6年度 箕輪町屋内スポーツ施設耐震改修リニューアル事業 建築工事」

総合評価落札方式における評価項目及び落札者決定基準

価格点=100-価格点以外の評価点

評価項目			配点	評価点の算定方法
価格評価点			87.0	<p>価格評価点=配点×最低価格/入札価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 最低価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とします。 ※2 入札価格とは、各入札者の入札価格とします。 ※3 入札価格が予定価格（消費税及び地方消費税を除く）を超えた者、最低制限価格未滿で失格となった者及び無効となった者を除いて計算します。</p>
価格以外の評価点	企業の技術力	工事成績	7.0	<p>評価点=7.0×(工事成績点-65点) / (最高工事成績点-65点) [小数点以下第3位四捨五入2位止め]</p> <p>※1 工事成績点は、入札者の長野県発注工事の過去2ヵ年（令和4年4月1日から令和6年3月31日）に竣工した工事の工事成績評定点を単純平均して求めます。なお、過去2ヵ年の件数が5件未滿の場合は、過去5ヵ年（平成31年4月1日から令和6年3月31日）とする。 [小数点以下第1位四捨五入整数止め] ※2 最高工事成績点は、全入札者中で工事成績点が最高の者の点数とする。 ※3 工事成績点が82点以上の場合は、工事成績点及び最高工事成績点を82点として計算します。（評価点の計算において、82点を上限とする。） ※4 工事成績点が65点未滿の場合及び過去5ヵ年に工事成績評定点がない場合の評価点は0点とする。 ※5 工事成績点の対象工事は、業種区分に関係なく、長野県が発注した全ての工事を対象とする。ただし、参加希望型競争入札の工事に対して実施した簡易な評定（平成14年2月1日13監技268号）による工事成績評定点及び森林整備業務に係る工事成績評定点は、算定対象にしないものとする。</p>
		工事実績	2.0 ～ 1.0	<p>a 延べ面積1,000㎡以上の建築物（構造・階数問わず）の建築工事（新築・増築・改築を指し、改修工事は含まない）の施工実績が5件以上ある者：2.0点</p> <p>b 延べ面積1,000㎡以上の建築物（構造・階数問わず）の建築工事（新築・増築・改築を指し、改修工事は含まない）の施工実績が3件以上ある者：1.0点</p>

			<p>※1 過去 15 か年（平成 21 年 4 月 1 日から公告日前日まで）に竣工した公共機関等（建設実績情報のコリンズ・テクリス登録等に関する規約第 3 条で定義された機関）又は民間から発注された工事を元請けした実績により評価します。</p> <p>※2 工事成績評定点が 65 点未満のものは実績として認めないものとします。</p> <p>※3 建築物とは、建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 2 条第 1 項に示す一の建築物（一棟）</p> <p>※4 増築工事の場合は、増築部分の延べ面積を対象とします。</p> <p>※5 1 件とは、1 契約のことを指します。</p>
	技術者実績	1.0	<p>・ 建築工事に係る長野県優良技術者表彰、又は国土交通省の優秀工事技術者又は優秀下請技術者表彰を受賞した主任（監理）技術者（いずれも表彰日が令和元年度から令和 5 年度の実績に限る）を配置できる場合、又は過去 4 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日）に竣工した長野県発注の建築工事において、工事成績評定点が 82 点以上の実績を有する主任（監理）技術者を配置できる場合：1.0 点</p> <p>※1 技術者は、契約時において配置できることが必要です。</p>
企業の社会性・地域性	地域要件	1.0	箕輪町内に本社がある者： 1.0 点
	地域貢献	0.5	箕輪町と災害時の応援協定を締結している者： 0.5 点
		0.5	箕輪町と除雪契約を締結している者： 0.5 点
経営管理	経営事項審査「労働福祉の状況」	1.0 ～ -1.0	<p>労働環境として、経営事項審査の労働福祉の状況（W1）により評価</p> <p>※30 点以上である 1.0 点</p> <p>※雇用保険加入、健康保険及び厚生年金加入の項目にマイナス評価がある -1.0 点</p>
小計		13.0	
総合評価点		100 点	総合評価点 = 価格点 + 価格以外の評価点